

載せたり。元祿の頃は大きな小屋なりけん。後の小屋は甚だ些少ななる建物にて、餌指小頭の私宅に建置くといへり。國事昌披問答に云ふ。餌指は微妙公の時より松雲公の時まで、三人扶持に切米廿俵餘賜はり、御鷹の餌鳥を取上る。然るに享保九年に、子弟等を雇の者に召出され、三人扶持に十五俵賜はり、此の役鳥年中雀三千羽に極り、小頭は三人扶持に二十俵賜はり、役鳥二千羽宛に極り、足輕と一列の格に相成る。とあり。改作所舊記に載せたる、元祿十三年十二月郡方村々人夫指出方十村役上申書に、御餌指小鳥飼米、かまへ場葉竹出し申事。同小鳥籠并鳥つと等其所々より往來持參申事。といふ二ヶ條を擧げたり。元文三年三月の達書に、金澤廻にて餌指共燕取不申様に被仰出に付、其段若年寄中より夫々申渡有之候條、御家中之人々も右之趣相心得候様に可被申聞。とありて、燕を取り餌鳥となす事を禁ぜられたり。

○瀬戸町

舊藩鷹匠鷹方傳記に云ふ。越前家二代從三位宰相忠直、元和九年九月故ありて領國を沒收せられ、豊後の萩原へ配流

せられたり。忠直入道せられ、一伯と號す。此時越前家に扶持せられし鷹の餌指共數名、流浪の身と成り金澤に來りけるを、利常卿召抱えられ、宅地を淺野町餌指町の尻地に於て賜はり、町名を越前町と稱す。然るを後に瀬戸町と改稱す。右餌指の子孫、後鷹役に立身せしもの多しとあり。

○淺野角場跡

三州志來因概覽附録に云ふ。兩角場は増泉と淺野也。増泉は元祿二年、淺野は同三年に普請成り、作事所より引渡せりと。但し異風裁許半田惣兵衛・奥村湊兵衛よりの願に依りて作らせらるゝ由也。増泉は今は大豆田角場と唱ふれども、本名は増泉なり。是より先、萬治二年正月朔日の出令に、放銃如前來自四月朔日及七月朔日、於居第内演放許免。但樹上之鳥、上星射越遠慮。といひ、寛文三年六月三日の出令に、犀川櫻畑の下がけ、淺野川觀音山の下兩所にて、諸士并陪臣等鳥銃演放可有之、居宅の外所々にて放つ事堅停止。といひ、同五年三月廿八日の出令に、茶白山にて放銃停止といひ、又戊十二月朔日の出令に、金澤士第にて放銃停止、卯辰山・犀川・淺野川の岸三ヶ所演放年中不支。

と見ゆ。右戊十二月は寛文十年か天和二年なるべし。此の出令は十二冊定雜事條目に見ゆ。按ずるに、諸士居第にて放銃の停止は、此の出令より也。と見たり。但し年中不支と云事奈何、若しは是今の兩角場の類例歟といへり。

○淺野下川除町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、淺野町下川除町。と見ゆ、同三年火災記に、下淺野町の次に淺野川河除町を載せたり。今此の町名絶えたり。

○淺野町蓮福寺

東派眞宗道場也。明細帳に、當寺開基慶長十六年四月玄尊与云僧創立す。と記載せし而已にて、慶長十六年以來爰に居住すといへり。三箇屋版六用集にも、蓮福寺淺野町。とあり。

○不破氏下邸跡

延寶の金澤圖に不破彦三の下邸を下に掲げたる如く載せたり。又不破平左衛門の邸地も、元は下邸なるべし。元祿六年の土帳に、不破平左衛門淺野町寺西石見下屋敷近所。とあり。又右餌指町は飛地なるべし。

不破氏下邸跡

